部活動の地域移行における公立学校の教職員の兼職兼業の取扱いについて

### 1 提出書類

「兼職兼業許可願」

#### 2 提出先

学校教育課担当まで提出

## 3 教職員が地域部活動指導者として活動するまでの流れ

STROOT STATE OF THE STATE OF TH	
①申請者(教職員)	・兼職兼業を希望する教職員は、所属の校長に申し出る。
申出を受けた校長	・申出を受けた校長は、活動の対象となる中学校の校長と
	協議後、「兼職兼業許可願」を申請者に渡す。
•	※両校長の判断により、申請が認められない場合がある。
②申請者(教職員)	・兼職兼業を希望する教職員は「兼職兼業許可願」を所属
	の校長に提出をする。
③校長	・申請内容を確認後、校長意見を記入、押印して承認。「兼
	職兼業許可願」を教育委員会担当に提出。
④教育委員会	・申請内容を確認後、承認。
	・「兼職兼業許可書」を申請者へ送付する。
⑤申請者(教職員)	・「兼職兼業許可書」を受理後、希望する地域クラブ活動に
	クラブ指導者として、登録をする。

## 4 留意事項

### 【兼職兼業の根拠法令について】

- ・地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条等の規定に基づく。
- ・服務を監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することができる。

# 【許可の判断を行う際に留意すべき事項について】

- ・学校運営に支障がないこと。
- ・学校や教職員への信用を失墜させないこと。
- ・時間外在校等時間と地域クラブ活動の指導時間の合計が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さない。

#### 【教職員の健康管理等について】

・教職員がクラブ指導者としての業務従事することを希望していないにもかかわらず、 当該教職員にその業務に従事させることがあってはならない。

#### 【その他】

・クラブ指導者として従事している時間については、学校施設を使用していても、学校 教育活動に関する業務を行っている時間には当たらないため、区別して従事するよう にする。

## 5 その他

- ・兼職兼業を希望する教職員は、年度ごとに「兼職兼業許可願」を提出する必要があります。
- ・市費負担による教職員は、「兼職兼業許可願」に加えて「営利企業等従事許可届」の提出が必要です。詳しくは、学校教育課 担当までお問い合わせください。
- ・参考資料1「みよし地域クラブ活動(みよしクラブ)におけるクラブ指導者及びクラーブ協力者の取扱いについて」(別添)



文部科学省 HP「教師等の兼職兼業について」